

【取引②】

非課税期間が終了するファンド（2019 年分）を解約する場合（約定日・受渡日ともに 2024 年 1 月以降）

- ・ ファンドを全部解約する場合、2019 年分については課税口座へ払い出された後であり、**N I S A 口座で管理されているファンドのみ**が解約されることとなります。
- ・ ファンドを一部解約する場合、N I S A 口座で管理されているファンドの解約が優先されます。
一部解約するファンド数量が N I S A 口座内のファンド数量を超過する場合、その超過分については課税口座へ払い出されたファンド（2019 年分）から解約されることとなり、**損益状況によっては課税される可能性があります**。一部解約するファンド数量が N I S A 口座内のファンド数量に満たない場合は、N I S A 口座内で管理されているファンドから解約されることとなります。

【事例】ファンドの全部解約

取引内容：投資信託全額（200 万円・N I S A 口座分）の解約
（内 100 万円分は非課税期間が終了し課税口座へ払い出し）

申 込 日：2023 年 12 月 29 日

約 定 日：2024 年 1 月 4 日

受 渡 日：2024 年 1 月 12 日

⇒ 200 万円のうち 100 万円分は課税口座へ払い出されていますので、解約されるのは、引き続き N I S A 口座で管理されている 100 万円分となります。課税口座へ払い出された 100 万円分は解約されません。

【事例】ファンドの一部解約

取引内容：投資信託 150 万円（N I S A 口座分）の解約
（全額 200 万円の内 100 万円分は非課税期間が終了し課税口座へ払い出し）

申 込 日：2023 年 12 月 29 日

約 定 日：2024 年 1 月 4 日

受 渡 日：2024 年 1 月 12 日

⇒ 200 万円のうち 100 万円分は課税口座へ払い出されます。本件では N I S A 口座で管理されている 100 万円分が優先して解約され、残り 50 万円分が課税口座へ払い出された 100 万円分の中から解約されることになり、損益状況によっては課税される可能性があります。

⇒ お客さまの預金口座に入金される解約代金は「非課税として計算された金額」となります。よって、課税されることとなった場合、解約に伴う税金金額分を預金口座から引き落としさせていただきます。